

監事監査細則

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同監事監査細則

定款第 30 条第 12 項の規程に基づき、この監事監査細則を定める。

(細則の目的)

第 1 条 監事の監査は、法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(監事会の設置)

第 2 条 監事は、監査に関する重要な事項について、報告、協議又は決定するために監事会を設置する。ただし、監事会の設置によって、監事の権限の行使を妨げることはできない。

- 2 監事会は、監事の過半数をもって構成する。
- 3 監事会の開催、招集、協議内容及び運営等に関する事項については、この細則に定めのあるもののほか、監事会で別に定める監事会細則による。

(代表監事の互選)

第 3 条 監事は、監事会の招集等監査に付随する事務処理のとりまとめを行う代表監事を互選により定める

- 2 前項の規定により各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。

(監事の監査職務)

第 4 条 監事は、第 12 条の規定に基づき、監査の結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び参事その他の職員に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会にその意見を報告しなければならない。
- 4 監事は決算書類等（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表、事業報告及び附属明細書）を理事から受領して監査を実施し、監査報告書を当該通知を受ける者として定められた理事又は監査を受けるべき決算書類等を作成した理事（以下「特定理事」という。）

に提出しなければならない。

- 5 組合が、会計方針、会計処理の方法及び決算書類等の記載方法を変更する場合には、監事は事前に変更の理由及びその影響について報告するよう理事に求める。
- 6 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 監事は、理事が不正の行為、この組合の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認められるときは、理事会にこれを報告しなければならない。
- 8 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。
- 9 理事が組合の目的の範囲内でない行為その他法令又は定款に違反する行為を行い、これにより組合に著しい損害を生じるおそれがある場合においては、監事は、理事に対しその行為をやめるべきことを請求することができる。

(他の監事に対する報告)

第5条 監事は、実施した監査の方法及び結果については、他の監事に報告する。

(理事の報告義務に対する措置)

第6条 監事は、理事から、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した旨の報告を受けた場合には、理事会においてその調査の要否を協議し、必要な場合には調査のうえ助言又は勧告その他適切な措置をとる。

(監査の補助)

第7条 監事は、理事と協議のうえ、必要と認める職員等を監査の補助に当たらせることができる。

(書類の回付)

第8条 監事は、次に掲げる書類の回付を受けるとともに、理事又は参事その他の職員から必要に応じて説明を受けるものとする。

- (1) 理事が、総会に提出しようとする議案及び書類
- (2) 理事会の議決事項及び書類
- (3) 総会、理事会、その他重要な諸会議の議事録及び書類
- (4) 毎月末試算表

(5) 行政庁の検査又は漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の
監査結果

(6) 内部監査の結果

- 2 前項に掲げるほか、監事は回付を受ける書類の種類を決定しておくことができる。

（監査計画）

第9条 監事は、監事会の議により重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対処及び方法を選定し、監査計画を作成する。

- 2 監査は、毎半期1回定期に行うほか、監事が必要と認めるとき随時に行う。
- 3 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監事会の議により、監査業務の分担を定める。

（監査項目）

第10条 定期に行う監査は、おおむね次に掲げる事項について行う。

- (1) 法令の遵守状況
- (2) 定款、規約、諸規程類の整備及び遵守状況
- (3) 組合員及び組合員組織
- (4) 理事の執行体制及び職務執行
- (5) 総会（総代会）、理事会その他重要な諸会議の議決事項及び遵守状況
- (6) 書類及び帳簿の管理、保存
- (7) 系統機関及び関連団体
- (8) 事業機関及び関連団体
- (9) 業務組織
- (10) 事務組織及び会計制度
- (11) 労務管理
- (12) 財産の運用、管理
- (13) 会計記録及び会計処理
- (14) 決算及び仮決算
- (15) 剰余金処分案又は損失処理案

- 2 随時に行う監査は、監事が必要と認める事項について行う。

(監査の立会)

第 11 条 監事は、監査実施の際、理事その他責任者の立ち合いを求めるものとする。

(監査結果の報告)

第 12 条 監事は、監査の結果について報告書を取りまとめ、これを理事会に提出して意見を述べるものとする。

2 監事は、監査の結果に基づき監査報告書を作成し、これを特定理事に提出するとともに、理事会及び総会において意見を述べるものとする。

3 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、各監事が署名捺印をする。

4 監事は、総会において組合員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(理事の報告)

第 13 条 監事は、前条の規定による意見のうち、改善処理を求めたものについては、理事にその経過の報告を求めることができる。この場合において必要を認める事項については、書面による報告を求めることができる。

(細則の変更)

第 14 条 この細則の変更は、監事会における監事全員の一致による議を経て、総会の承認を受けるものとする。

附 則

この細則は、令和 2 年 3 月 14 日から施行する。